

## 財務 VOL.83

## 「国外財産調書」と「財産債務調書」の注意点

当レポートにおきましても事前にご案内させていただきましたが、今回の確定申告(平成27年分)より、いよいよ「財産債務調書制度」がスタートします。「その年の12月31日において、合計3億円以上の財産を有する場合」という提出要件の一つにつきまして、「財産の価額をどのように計算して判断すれば良いのか」という声を多く頂戴しております。そこで、今号におきましては、(すでに平成26年から導入されておりますが)平成27年から本格的に罰則規定が導入される「国外財産調書制度」と併せまして、その概要を再確認させていただくと同時に、財産の価額の具体的な計算方法につきまして、代表的なものをご紹介します。

### 財産債務調書

#### I 概要と課税への影響

平成27年分の確定申告より、合計所得金額が2,000万円を超えており、かつ、12月31日時点の財産の合計金額が3億円以上の場合には、「財産債務調書」の添付を義務付ける「財産債務調書制度」が開始されました。

所得税の申告漏れがある場合、通常は追徴税額の10%(一定の場合には15%)の過少申告加算税が課されますが、この「財産債務調書」に記載がない財産から生じた所得に係る所得税の申告漏れについては、過少申告加算税が5%加算される一方で、「財産債務調書」に記載がある財産から生じた所得に係る所得税の申告漏れについては、逆に過少申告加算税が5%減算されます。

#### II 財産の価額の計算方法

##### (1) 概要

財産債務調書には、基本的には時価により記載するものとされております。したがって、現預金は額面金額、上場株式等は12月31日時点の市場の終値で記載することとなりますが、時価を把握することが困難な財産につきましては、見積価額によることも可能です。

(参考) 見積価額の計算方法の例

- ① 土地・建物 → 当年度の固定資産税評価額
  - ② 貴金属類・書画骨董・美術工芸品 → 取得価額
  - ③ 経過措置型医療法人(平成19年3月以前設立)の出資持分 → 直前事業年度の決算書の中の貸借対照表の純資産価額(資産－負債)×持分割合
- ※ 基金抛成型医療法人(平成19年4月以降設立)の出資持分の場合には、基金の額面金額×持分割合

##### (2) 詳細な記載が不要な財産

財産債務調書には、財産の価額に加え、種類、用途、所在場所、数量等を記載することとなりますが、個人医院や不動産賃貸業に関する債権債務のうち、100万円未満のものは、

これらの細目の記載を要せず、財産債務調書に一括して記載することで足りるとされております。

また、国外財産調書に記載がある国外財産につきましても、細目の記載を要せず、国外財産の価額のみを記載することで足りるとされております。

##### (3) 記載そのものが不要な財産

家具等の家庭用動産につきましては、取得価額が100万円未満のものは、財産債務調書への記載を要しないとされております。

### 国外財産調書

#### I 概要と課税への影響・罰則

平成26年より、12月31日時点の国外財産の合計金額が5,000万円を超える場合には、翌年3月15日までに、「国外財産調書」を税務署に提出することを義務付ける「国外財産調書制度」が開始されました。

国外財産から生じた所得に係る所得税の申告漏れについては、「財産債務調書」と同様に、「国外財産調書」への記載の有無により、過少申告加算税が加減算されます。(ただし、提出期限後に提出しても、申告漏れの指摘を予知したものでないと認められる場合(例えば1日遅れただけの場合等)には、期限内提出とみなされます。)

また、平成27年以降については、提出期限内に国外財産調書を提出しなかった場合又は虚偽の記載をした場合には、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます。「財産債務調書」とは、この点で大きく異なりますので、ご注意ください。

(こちらの場合は、提出期限後に提出しても、期限内提出とはみなされません。ただし、虚偽の記載がなく、単に期限内に提出されなかった場合には、情状により刑を免除することができるものとされております。)

#### II 財産の価額の計算方法

##### (1) 概要

基本的には財産債務調書の場合と同様です。なお、為替レートにつきましては、12月31日時点のものを使用します。

##### (2) 詳細な記載が不要な財産

財産債務調書の場合とは異なり、100万円未満のものであっても、細目の記載が要求されております。

##### (3) 記載そのものが不要な財産

財産債務調書の場合とは異なり、家具等の家庭用動産につきましては、10万円未満のものでなければ、記載の省略はできないとされております。なお、外国有価証券等であっても、国内金融機関の口座で管理されている場合には、国内財産に該当しますので、国外財産調書に含める必要はありません。